

平成31年4月（第5回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

平成31年4月23日（火）15:50～17:15

湖水ホール ミーティングルーム

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

3. その他議場に参加した者

佐野教育部長、床本参事、小林総務課長、古富教育支援課長、永久教育支援課長同格、谷学校給食課長、半田学校給食課副課長、水津コミュニティスクール推進課長、民谷コミュニティスクール推進課副課長、岡田学びの森くすのき・地域文化交流課長、石川学びの森くすのき・地域文化交流課係長、藤永図書館長、山本図書館副館長、伊藤総務課副課長

4. 傍聴者

なし

5. 趣 旨

教 育 長： ただいまから、平成31年4月23日の第5回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、4人の委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また本日は傍聴の申し出はありませんでした。

教 育 長： 続いて、今回の資料と合わせて送付した第4回の3月15日の議事録についてですが、御意見等ありましたらお願いします。

教 育 長： よろしいでしょうか。

それでは、第4回の教育委員会会議の議事録については承認とさせていただきます。

教 育 長： 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は田村委員にお願いします。

教 育 長： 本日の議題は、「議案第10号 読書のまちづくりについて」、「議案第11号 宇部市文化財審議会委員の任命について」、「議案第12号 市指定文化財の指定について」、「議案第13号 宇部市公民館運営審議会委員の委嘱について」、「議案第14号 宇部市社会教育推進委員会委員の委嘱について」、「議案第15号 宇部市立学校給食献立委員会委員の任命について」、「議案第16号 宇部市学校給食センター献立委員会委員の任命について」、「議案第17号 宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会委員の任命について」、「議案第18号 宇部市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について」、

「議案第19号 宇部市立学校職員服務規程の一部改正について」の10件と、その他の事項として、「いじめ問題調査委員会について」、「寄附の報告について」の2件となっております。

教 育 長： では、始めに、「議案第10号 読書のまちづくりについて」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第10号 読書のまちづくりについて」、説明します。昨年度は、読書のまちづくりについて御意見いただきありがとうございます。今年度は具体的に進めていくということで今日御提案をさせていただいております。それでは、スケジュールについて御説明します。まず読書のまちづくりネットワーク会議ということで、宇部市の具体的な案にまとめて今後推進していく組織を作る目的で幅広く募集して、今50人ほど手を挙げていただいております。4月から9月までで6回開催予定です。ワークショップ形式で進めて自由に意見いただきながら、最終的な案を進めていきたいと考えております。それから、11月17日にこのまちづくりビジョンをとりまとめてキックオフイベントとして「UBE読書のまちづくりフォーラム」の開催を予定しています。渡辺翁記念会館で、パネルディスカッションを踏まえて、教育者で明治大学教授の斎藤孝氏に記念講演をお願いしているところです。これについては、大永商事株式会社様から3月20日に読書の推進ということで200万円の御寄付をいただきまして、読書の推進に使ってほしいとのことですのでこちらで活用したいと思います。それから、情報発信についても、図書館だよりなどで読書のまちづくりを広めていく中で、FMきららの番組放送ということで、9月から11月まで月2回ゲストをお招きして読書に関連したテーマでトークする番組を放送予定です。それから、講演として、幼少から大学卒業までの20数年間宇部市にお住まいだった古川薫さんに関する講演会を開催することとしています。こうした内容で具体的に進めていきたいと考えています。

教 育 長： ただいまの説明に対して御意見、御質問等ありましたらお願いします。

委 員： 公募で50人以上きているということですが、中学生や高校生はいますか。

事 務 局： 高校生が入っています。50人と申し上げましたが、教育委員さんにも御案内していますし、図書館協議会や関係部署の職員にも入ってもらっています。初回開催日が4月で10連休初日ですのでなかなか参加しづらいところがありますが、各回自由に参加できるようにしたいと思います。

委 員： 途中からでも誰でも自由に参加できるということですか。

事 務 局： そのとおりです。

委 員： 当日にならないと何人来るかわからないということですか。

事 務 局： 何人になるかわからないところはあります。

教 育 長： ほかにありますか。よろしいでしょうか。

「議案第10号 読書のまちづくりについて」は承認ということでよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教 育 長： それでは、「議案第 11 号 宇部市文化財審議会委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： それでは、「議案第 11 号 宇部市文化財審議会委員の任命について」説明します。資料 2 をご覧ください。今回の任命は、任期満了に伴った改選です。宇部市文化財保護条例第 44 条第 2 項の規定により委員の選定についてお願いします。任期は 2019 年 5 月 1 日から 2021 年 4 月 30 日までの 2 年間となっています。委員構成は名簿のとおり、女性 3 名男性 3 名で、合わせて 6 名です。全員が再任で、それぞれの所属と専門分野は名簿のとおりです。以上について御審議いただきますようお願いいたします。

教 育 長： ただいまの説明について御意見、御質問等ありましたらお願いします。

委 員： 委員は学識経験を有する者となっていて、学識経験のある方があまりおられないのかもしれませんが、皆さん在任期間が長くて、条例上は 10 人以内との定めがありますが 6 人の方でずっと続いているので、新しい人に入っていて、もう少し人数が多くていいのではないかと思います。

事 務 局： 例えば、植物の担当の方に関して、宇部市におられて植物を専門とされている方がなかなかおりません。こちらとしても新しい方を迎えたいところではありますが、委員として迎えるためにはある程度の知識と経験、文化財の指定にあたりましてはその先生に推薦をしていただかなくてはいけないので、宇部市内における学識経験とか土地勘とか色々な経験が必要な状況になっています。なかなか新しい先生が見つからない状況になっておりまして、中には 10 年以上という方もおられますが、今のところは先生に続けてやっていただいているのが現状です。

委 員： その先生も御高齢ですし、次の方を探すことも必要なのではないかと思います。

事 務 局： どなたか学識経験豊かな方があれば御推薦いただければと思います。

教 育 長： 情報を入れるのは事務局の役割ですので、こういう意見が出たことを踏まえて、しっかり情報を収集して、今回これで承認いただければ、来年以降は新しい方も検討してください。それでは、「議案第 11 号 宇部市文化財審議会委員の任命について」は承認ということによろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教 育 長： それでは、次に、「議案第 12 号 宇部市文化財の指定について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第 12 号 宇部市文化財の指定について」ご説明します。資料 3 をご覧ください。この 3 月 28 日に開催した宇部市文化財審議会において宇部市指定有形文化財の指定について諮問し、答申を得たところです。諮問した有形文化財は瑞松庵の什物と文書です。詳細については資料をご覧いただきたいと思います。審議の結果、当該資料については別紙答申書のとおり推薦して差し支えないと答申がありました。今後、宇部市教育委員会の告示を経て正式に指定が決定します。

教 育 長： 御質問・御意見はありますか。

委 員： 今回、仏子と袈裟が指定されたら、今後はどのようなになりますか。

事 務 局： 瑞松庵さんの所有になりますので、保管・保護については所有者を中心にやっていくこととなります。ただし、宇部市の指定文化財ですので、これを活用していく必要があります。これに関しては、例えば宇部市の文化会館ですとか、学びの森くすのき等で指定を機に展示等できればと考えています。

委 員： 展示はほかのものも含めてですか。

事 務 局： 瑞松庵さんは他にも色々な文化財があります。指定文化財だけでなく、その他の色々な文化財等も活用したお寺のPRも兼ねた、また、宇部市の寺院の文化をPRするような展示も考えていきたいと思います。

委 員： ぜひお願いします。

教 育 長： 他にありますか。それでは「議案第12号 宇部市文化財の指定について」は承認ということでよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教 育 長： それでは、続きまして「議案第14号 宇部市社会教育推進委員会委員の委嘱について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 議案13号と議案14号は関連がありますので、一括して説明させていただいてよろしいでしょうか。

教 育 長： よろしいでしょうか。それでは、議案13号と議案14号は一括して説明をお願いします。

事 務 局： それでは、まず公民館運営審議会についてです。こちらは社会教育法に基づいて設置されるものです。旧支所がある校区にある、社会教育を推進するためのものと考えていただければと思います。今回は任期満了に伴って、8校区全て、名簿のとおり改選をしようとするものです。それから、続きまして、社会教育推進委員会です。こちらは、小学校24校区のうち先ほどの8校区以外の16校区については、社会教育推進委員会というものを設置しておりまして、取組内容としては同様のものです。今回は、万倉・吉部地区に関して新たな任期が2019年4月1日から2年間、2021年3月31日までとなっておりますので、2地区の改選をするものです。公民館運営審議会も社会教育推進委員会も任期は2年となっており、任期満了に伴う改選です。

教 育 長： ただ今の件について、何か御質問・御意見等ありましたらお願いします。

事 務 局： 1点補足します。社会教育推進委員会につきましては、残りの14校区分は前年度、2018年7月1日から2020年6月30日までと、任期がずれていきますので、昨年度の任期満了に伴って既に改選済となっています。

教 育 長： これは、各団体に推薦してもらうものですか。

事 務 局： 各地区から推薦いただきます。

教 育 長： こちら側から例えば性別などを指定はできないのですか。

事 務 局： 性別等、あるいは年齢構成ですとか、そのあたりは、市の基準に沿って推薦していただきたいというお願いはしています。

教 育 長： 厚南校区は、これだけ新しい委員が多いですが女性が一人ですか。

事 務 局： 厚南は、隣保館館長から相談もありました。今回大きくメンバーが変わっていますが、これは、地元にある高校もしっかり地域の中に入れて話をしていきたいという強い思いがあり、メンバー構成を変えようとする際に、話をする上で団体の長が良いということで、このメンバーでお願いしたいとのことでした。当然男女比についてもお願いはしましたが、なかなか難しいということで、この結果となりました。

教 育 長： 望ましい構成ではありませんが、止むを得ない面もありますので、今後検討をお願いします。ほかにありますか。

委 員： 地区から推薦されているのであえて言う必要もないかとは思いますが、校長先生が入る方が良いのではという気がします。

事 務 局： そこを直接こちらからお願いすることはしておりません。要綱・規則等に基づいて学校教育・社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者というところで、その基準は示していますが、原則的には地区に任せています。人選に関して地区から相談があれば、そういったことも投げかけてみようと思います。

教 育 長： 学校と地域社会が一緒にやっていくためにはこういう場は必要だと思います。今までの慣例だからこの人というのではなく、そのあたりも踏まえて今後検討してください。

委 員： 条例では10人以内となっていますが、7人なのは何か理由がありますか。

事 務 局： こちらは事務事業の見直しの中で、人数を絞っていくというのを以前やっております、公民館運営審議会と社会教育推進協議会に関して7人で統一したところ です。

教 育 長： その他よろしいでしょうか。

教 育 長： それでは「議案第13号 宇部市公民館運営審議会委員の委嘱について」、「議案第14号 宇部市社会教育推進委員会委員の委嘱について」は承認ということでよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教 育 長： 続きまして、「議案第15号 宇部市立学校給食献立委員会委員の任命について」、「議案第16号 宇部市学校給食センター献立委員会委員の任命について」、「議案第17号 宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会委員の任命について」は関連がありますので一括して説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第15号 宇部市立学校給食献立委員会委員の任命について」、「議案第16号 宇部市学校給食センター献立委員会委員の任命について」、「議案第17号 宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会委員の任命について」一括して御説明します。まず、学校給食献立委員会、3つとも同じですが、文科省の学校給食衛生管理基準において設置が求められているものです。献立作成にあたっては献立作成委員会を設ける等により関係者の意見を尊重すること、とあることから市教育委員会規程により設置しているものです。委員会

では栄養面や子どもたちの嗜好・アレルギーを踏まえた献立作成、また児童生徒の給食指導全般についても協議をしています。また宇部市学校給食献立委員会につきましては、市内全部の小中学校から御推薦いただいた給食主任あるいは栄養教諭などにより構成されています。これは宇部市全体の献立の取組・課題など話し合うものです。そしてまた調理場ごとに給食の献立は違いますので、調理場ごとにも献立委員会等の協議の場が持たれております。公会計の調理場である宇部市学校給食センター、西岐波共同調理場につきましては、市教育委員会の規程により設置しています。これにつきましても調理場の配送校から推薦いただいたメンバーにより構成されているものです。3つの献立委員会において、これも任期満了に伴うものですが、任期は2019年4月1日から2020年3月31日までとしております。学校の人事異動がありまして、現状として4月1日以降でないと推薦が出揃わないという状況ですが、4月にはもう6月7月の献立を検討する必要があることから、事後承認を得るものです。これら3つの献立委員会につきまして、よろしくお願いします。

教 育 長： ただ今の説明について、御質問・御意見等ありますか。

委 員： アレルギー対応がそれぞれ調理場、学校によって違うというのは、昨年もお話を聞きましたが、今年新1年生がアレルギー対応のために学校を変更したというケースがありましたか。

事 務 局： 今のところは、それは聞いておりません。

教 育 長： その他よろしいでしょうか。

教 育 長： それでは、「議案第15号 宇部市立学校給食献立委員会委員の任命について」、「議案第16号 宇部市学校給食センター献立委員会委員の任命について」、「議案第17号 宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会委員の任命について」承認としてよろしいですか。

(全委員異議なし)

教 育 長： 続きまして、「議案第18号 宇部市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について」、「議案第19号 宇部市立学校職員服務規程の一部改正について」、これも関連がありますので一括して説明をお願いします。

事 務 局： 今回は、山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則が改正されましたので、それに合わせて宇部市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則を改正するものです。もう1点は、こちらも県の規則改正に伴って改正されるものですが、宇部市立学校職員服務規程の改正で、第17条の2において学校教育法第52条の2とありますのを第84条、これかなり前に学校教育法自体の改正がありましたが、この条文に合わせた規則改正がされていませんでしたので、今回合わせて改正を行います。それから、第22条について、学校職員の勤務時間・休暇等に関する規則の改正で条文が変わりましたので、こちらの服務規程も合わせて引用条文を改正しています。

教 育 長： 御意見、御質問等ありましたらお願いします。

委 員： 内容的な変更はないということですか。

事務局： 具体的な内容に変更はないものと考えています。

教育長： 県の規則が変わったので、市もそれに合わせるということです。
その他よろしいですか。

教育長： それでは、「議案第18号 宇部市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について」、「議案第19号 宇部市立学校職員服務規程の一部改正について」、承認としてよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教育長： それでは、その他の事項「いじめ問題調査委員会について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： いじめ問題調査委員会の経緯について、ご報告します。平成30年8月に、宇部市いじめ問題調査委員会を設置し、いじめ防止対策推進法第28条に基づく調査を開始しましたが、平成30年10月に、生徒の代理人弁護士から文科省のいじめの重大事態の調査に対するガイドラインに示された、目的・時期・手法等の事前説明がないとの指摘を受けまして、宇部市いじめ問題調査委員会及び宇部市教育委員会において保護者等へ当該説明を実施しました。本来であれば、いじめ問題調査委員会を設置した8月に、調査を開始する前に事前説明をしておかなければならなかったものを10月に行ったということです。平成31年2月までに、計7回の宇部市いじめ問題調査委員会が開催されました。その結果、明確ないじめの事実は確認できないことを内容とする、いじめ重大事態に関する報告書を当該生徒の保護者に送付しました。4月16日に、生徒の保護者と代理人弁護士が宇部市いじめ問題調査委員会の調査結果に対して異議を申し立てられました。ガイドライン違反、十分な調査が行われていない、認定されるべきいじめが認定されていない、ということで、いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく再調査の申し入れが行われました。それに対し、市長が検討した結果、当該生徒保護者との調査事項について事前に十分な確認がされていない点、調査等により新たに判明した重要な事案に対して十分な調査が尽くされていない点、この2点についてガイドラインに定めた再調査の必要があると考えられる場合に該当すると判断し、いじめ防止対策推進法第30条第2項に規定する調査を行うために市長部局に宇部市いじめ問題検証委員会設置を決定したところです。市長部局は人権関係の課が担当するとのことです。

教育長： ただ今の説明について、御意見、御質問等ありましたらお願いします。

委員： いじめ問題調査委員会に関して、私たちは委員としてこういった形で関わることができるのでしょうか。どこの段階で私たちが少し関わらせていただければ整理した形でお示ししていただけると、私たちも意見が言いやすくなると思っています。

事務局： 調査委員会は非常に中立性が求められますので、事務局も含めて、教育委員をはじめとした教育委員会に関わる者が結果を誘導すると受け取られる行為は控えなければなりません。

委員： 以前お伺いした際、調査回数は1回ということだったので、それでは保護者としては納得されないのではないか、と思いましたが、例えば、調査委員会の調査結果に対して、教育委員として、それは少し不足ではないかという意見も、出すことは難しいのでしょうか。

事務局： 本来的には難しいものであると認識しています。

委員： 中立性が大事であることはわかりますが、それぞれの立場の意見を総合的に判断することも必要なのではないのでしょうか。結果として今回当事者の納得が得られない状況になったわけですが、教育委員としてもっと関わりを持つことができれば、違う結果になったかもしれません。今後の対応について御検討をお願いします。

事務局： いじめ問題調査委員会との連携は難しいと思いますが、重大事態となりそうないじめ問題を把握した際は、すみやかに教育委員に報告し、解決に向けた方向性を確認するとともに、ガイドラインに沿った対応について事前に御説明したいと考えています。

教育長： ほかにありますか。

委員： 報道を見たときに、宇部市の教育委員会でもこういう対応をするのかと市民に思われたのではないかと感じました。

委員： いち保護者の意見として、いじめ問題調査委員会が立ち上がって、その子が不登校になったという状況があるのであれば、いじめはあるものと考えべきだと思いますが、結果的に明確ないじめの事実は確認できないという報告をされると保護者としては納得いかないのではないかと思います。学校の中で、いじめはあるものとして考えますと言っているにも関わらず、明確ないじめの事実は確認できないというところに、きっと保護者として納得できていないと思います。

委員： 親の立場からすると誠意のない対応だと感じました。以前、お寺の和尚さんが人間の世界は誤解と思い込みの世界だといわれましたが、その誤解をうまく解いてやることができないとこのようなことになってしまうのだと感じています。今後誠意のある対応が必要であると思います。

委員： いじめがあると、解決に取り組んでいく中で、長期になると、いじめた側の子をかばう雰囲気が出てくることがあります。いじめた側の子のケアも必要だと思いますが、いじめられた側に寄り添うことが最優先ではないかと思っています。

教育長： いじめられた側に寄り添って調査することが最優先だと思います。いやな思いをすればいじめがあるということになりますので、学校を含めてしっかり考えていかなければと思いますし、子どもと保護者の信頼回復に努めなければならないと思います。

教育長： その他の項目「寄附について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 3月分の寄附について報告します。3月5日、匿名の方から、小中学校交通遺児教育資金として、3,000円の御寄附をいただきました。3月19日、宇部市はつらつポイント制度参加者100名から、特別支援教育 青い鳥基金

として、１８７，２００円の御寄附をいただきました。３月２０日、大永商事株式会社様から、読書のまちづくり推進に要する経費として２００万円の御寄附をいただきました。

教 育 長： 他に何かありますか。

(全委員意見なし)

教 育 長： 以上をもちまして、本日の教育委員会会議を閉会とします。